

# 京都市業種別団体等活性化支援補助金（三次募集）

- ・京都府中小企業団体中央会加入の事業協同組合，企業組合等の組合
- ・商店街 ・生活衛生同業組合 などを対象とした

業界や団体の活性化に資する取組に幅広く活用いただける補助金です！

- ・上記の団体の組合員で構成するグループや，京都商工会議所の会員で構成するグループでの取組にも活用いただけます！

※ 別の団体に属しているグループも可  
(例) A組合のa社，B組合のb社，C組合のc社のグループもOK！！

対象事業は裏面をご覧ください 

郵送受付  
12/28  
(月)  
消印有効

補助金額  
補助率

- ①業種別団体での申請 上限**100万円**(補助率 **4/5**以内)  
※見本市等を単独で主催する場合，上限**500万円**(補助率 **2/3**以内)
- ②業種別団体に属する中小企業等(3者以上)を構成員に含むグループ【別の団体に属する3者以上でも可】上限**40万円**(補助率 **4/5**以内)

補助対象者

○主たる事務所を市内に設けている又は，構成員の半数以上が市内に本社又は主たる事務所等を設けている中小企業等で構成する業種別団体  
(令和2年4月1日以前に設立されたもの)  
※法人格のない団体は，令和2年4月1日以前に設立し，設立時又は申請時に構成員が4以上であること。  
※その他にも要件があります。詳細はホームページで御確認ください。

事業実施期間

令和2年6月1日～令和3年2月28日に完了する事業  
(業種別団体が見本市等を単独で主催する場合は，令和3年3月21日まで)

受付期間

令和2年**11月19日**(木)～令和2年**12月28日**(月) **消印有効**

申請方法

**郵送受付**のみ

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため，御理解・御協力をお願いいたします。

申請書等の提出書類は，鉛筆や消せるボールペン等，消せる筆記具での記載は不可

〒604-8091 京都市中京区下本能寺前町500-1 中信御池ビル6F  
京都市「業種別団体等活性化補助金」事務局宛

※ 一次及び二次募集時において申請いただいた団体・グループは，三次募集では申請できません。

申請書

**ホームページからダウンロードしてください。**  
市役所にも置いています。

申請書



お問い合わせ先

「京都市業種別団体等活性化補助金」事務局  
0570-550-047  
9:00～17:00(土日祝日除く)



# 京都市業種別団体等活性化支援事業補助金 対象事業・活用例

補助金の交付対象となる事業や経費は、各業界の活性化につながる取組で、具体例は次のとおりです。

## (1) 見本市、展示会及び商談会等の市場開拓に関する事業

- 具体例** ① 展示・商談会への出展に係る費用（出展料、ブースの装飾費用、運搬経費等）  
② 業種別団体において、展示・商談会を主催する際の施設使用料、会場警備費用、会場の衛生対策用品等の購入やレンタル等

## (2) 販売促進や販路拡大のための事業

- 具体例** 販売促進キャンペーンに係る費用（チラシ・ホームページ等の情報発信費用、クーポン券の印刷費、別の組合に属する飲食店同士が共同で実施する販売促進キャンペーン等）

## (3) 新たな販売手法の導入

- 具体例** 共同で実施するECサイトの構築費用等

## (4) 売上向上に資するガイドラインの策定・経営課題の解決・業界の活性化等のための調査研究

- 具体例** ガイドラインの作成・改訂に係る費用（委託費、謝礼、印刷費等）  
フィジビリティ・スタディ（実行可能性調査）に係る費用、等

## (5) 新商品開発費用

- 具体例** 新商品開発に係る費用（材料費、デザイン料など）

## (6) その他

- 具体例** 業界の活性化に寄与する取組の費用（団体内の業務の効率化に係る費用、団体内のコミュニケーションツールの強化のためのリモートワークの環境整備、団体の情報発信力の強化等）

### 【異業種（別の団体に属する3者以上のグループ）での活用事例】

- ・ 伝統工芸職人ともものづくり企業による新商品の共同開発
- ・ 別の組合に属する飲食店同士が共同で実施する販売促進キャンペーン

※衛生対策のみは対象外。販売促進キャンペーン等の事業において必要な経費の一部としての申請は可。

・ 販売促進に限らず、業界の活性化を目的とした事業について、幅広くご利用いただけます。

（補助対象外経費（※）がありますので、あらかじめご確認ください）

・ 例年行っているイベントや販売促進キャンペーンも対象となります

ECサイトの構築



展示会への出展



リモートワークのための機器購入



オンライン会議  
のための機器購入



売上向上のための調査  
（委託も可）



団体のカタログ、チラシの作成



以下の経費は補助対象となりません。

人件費・家賃等の固定経費、旅費交通費、仕入れに係る経費、損失補てん、借入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、雇用削減を伴う事業に係る経費、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用（換金性の高い商品券等の購入）

**申請締切（郵送受付のみ） 12月28日（月）消印有効**